

青山荘 短期入所(多床室) 利用料金表

限度額認定証をお持ちの方

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	603	35	89.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	0	1,027.3
要介護 2	672	35	99.0		300	0	1,106.0
要介護 3	745	35	109.2		300	0	1,189.2
要介護 4	815	35	119.0		300	0	1,269.0
要介護 5	884	35	128.7		300	0	1,347.7

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	603	35	89.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	430	1,757.3
要介護 2	672	35	99.0		600	430	1,836.0
要介護 3	745	35	109.2		600	430	1,919.2
要介護 4	815	35	119.0		600	430	1,999.0
要介護 5	884	35	128.7		600	430	2,077.7

第3段階①(非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	603	35	89.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	430	2,157.3
要介護 2	672	35	99.0		1,000	430	2,236.0
要介護 3	745	35	109.2		1,000	430	2,319.2
要介護 4	815	35	119.0		1,000	430	2,399.0
要介護 5	884	35	128.7		1,000	430	2,477.7

第3段階②(非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	603	35	89.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	430	2,457.3
要介護 2	672	35	99.0		1,300	430	2,536.0
要介護 3	745	35	109.2		1,300	430	2,619.2
要介護 4	815	35	119.0		1,300	430	2,699.0
要介護 5	884	35	128.7		1,300	430	2,777.7

送迎加算 西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。 片道 / 184円

サービス提供体制加算 I 介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算 / 22円

夜勤職員配置加算 I 夜間帯における介護・看護職員の手厚い配置に伴う加算 / 13円

処遇改善加算 I 介護職員等の処遇改善のための加算 / 一ヶ月の利用単位数の14.0%

療養食加算 病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで 1回 / 8円

若年性認知症受入れ加算 / 120円

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間) / 200円

理髪(希望者のみ) (パーマ、毛染めは部位等により実費) 1回 / 1,800円

利 青 山 荘 短 期 入 所 (多 床 室) 用 料 金 表

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考：第1段階～第3段階以外（課税世帯の方、年収266万～280万円の方等）

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	603	35	89.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	3,087.3
要介護 2	672	35	99.0		1,445	915	3,166.0
要介護 3	745	35	109.2		1,445	915	3,249.2
要介護 4	815	35	119.0		1,445	915	3,329.0
要介護 5	884	35	128.7		1,445	915	3,407.7

基準額(2割負担) 参考：課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	1,206	70	178.6	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	3,814.6
要介護 2	1,344	70	198.0		1,445	915	3,972.0
要介護 3	1,490	70	218.4		1,445	915	4,138.4
要介護 4	1,630	70	238.0		1,445	915	4,298.0
要介護 5	1,768	70	257.3		1,445	915	4,455.3

基準額(3割負担) 参考：課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基本	サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	1,809	105	268.0	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	4,542.0
要介護 2	2,016	105	296.9		1,445	915	4,777.9
要介護 3	2,235	105	327.6		1,445	915	5,027.6
要介護 4	2,445	105	357.0		1,445	915	5,267.0
要介護 5	2,652	105	386.0		1,445	915	5,503.0

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

	1割負担	2、3割負担
送迎加算 西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
サービス提供体制加算 I 介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	2割負担 × 2
夜勤職員配置加算 I 夜間帯における介護・看護職員の手厚い配置に伴う加算	/ 13円	
処遇改善加算 I 介護職員等の処遇改善のための加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算 病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで	1回 / 8円	3割負担 × 3
若年性認知症受入れ加算	/ 120円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間)	/ 200円	
理髪(希望者のみ) (パーマ、毛染めは部位等により実費)	1回 / 1,800円	

青山荘 短期入所 (多床室・空床利用) 利用料金表

限度額認定証をお持ちの方

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	300	0	1,041.0
要介護2	672	47	100.7		300	0	1,119.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	300	0	1,202.9
要介護4	815	47	120.7	夕食 475円	300	0	1,282.7
要介護5	884	47	130.3		300	0	1,361.3

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	600	430	1,771.0
要介護2	672	47	100.7		600	430	1,849.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	600	430	1,932.9
要介護4	815	47	120.7	夕食 475円	600	430	2,012.7
要介護5	884	47	130.3		600	430	2,091.3

第3段階① (非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	1,000	430	2,171.0
要介護2	672	47	100.7		1,000	430	2,249.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	1,000	430	2,332.9
要介護4	815	47	120.7	夕食 475円	1,000	430	2,412.7
要介護5	884	47	130.3		1,000	430	2,491.3

第3段階② (非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	1,300	430	2,471.0
要介護2	672	47	100.7		1,300	430	2,549.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	1,300	430	2,632.9
要介護4	815	47	120.7	夕食 475円	1,300	430	2,712.7
要介護5	884	47	130.3		1,300	430	2,791.3

利 用 料 金 表 (多床室)

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考：第1段階～第3段階以外 (課税世帯の方、年収266万～280万円の方等)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	1,445	915	3,101.0
要介護2	672	47	100.7		1,445	915	3,179.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	1,445	915	3,262.9
要介護4	815	47	120.7		1,445	915	3,342.7
要介護5	884	47	130.3	夕食 475円	1,445	915	3,421.3

基準額(2割負担) 参考：課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	1,206	94	182.0	朝食 360円	1,445	915	3,842.0
要介護2	1,344	94	201.3		1,445	915	3,999.3
要介護3	1,490	94	221.8	昼食 610円	1,445	915	4,165.8
要介護4	1,630	94	241.4		1,445	915	4,325.4
要介護5	1,768	94	260.7	夕食 475円	1,445	915	4,482.7

基準額(3割負担) 参考：課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	1,809	141	273.0	朝食 360円	1,445	915	4,583.0
要介護2	2,016	141	302.0		1,445	915	4,819.0
要介護3	2,235	141	332.6	昼食 610円	1,445	915	5,068.6
要介護4	2,445	141	362.0		1,445	915	5,308.0
要介護5	2,652	141	391.0	夕食 475円	1,445	915	5,544.0

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

1割負担 2、3割負担

送迎加算 西北五管内	※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師1名以上の配置による加算	/ 4円	
看護体制加算Ⅱ	24時間の連絡体制の確保による加算	/ 8円	2割負担 ×2
サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜間帯における介護・看護職員の手厚い配置に伴う加算	/ 13円	
処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の処遇改善のための加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算	病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで	1回 / 8円	3割負担 ×3
若年性認知症受入れ加算		/ 120円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間)		/ 200円	
理髪(希望者のみ)	(パーマ、毛染めは部位等により実費)	1回 / 1,800円	

青山荘 短期入所（従来型個室）※空床利用のみ
利用料金表

限度額認定証をお持ちの方

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	300	360	1,401.0
要介護2	672	47	100.7		300	360	1,479.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	300	360	1,562.9
要介護4	815	47	120.7		300	360	1,642.7
要介護5	884	47	130.3	夕食 475円	300	360	1,721.3

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	600	450	1,791.0
要介護2	672	47	100.7		600	450	1,869.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	600	450	1,952.9
要介護4	815	47	120.7		600	450	2,032.7
要介護5	884	47	130.3	夕食 475円	600	450	2,111.3

第3段階① (非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	1,000	710	2,451.0
要介護2	672	47	100.7		1,000	710	2,529.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	1,000	710	2,612.9
要介護4	815	47	120.7		1,000	710	2,692.7
要介護5	884	47	130.3	夕食 475円	1,000	710	2,771.3

第3段階② (非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	603	47	91.0	朝食 360円	1,300	710	2,751.0
要介護2	672	47	100.7		1,300	710	2,829.7
要介護3	745	47	110.9	昼食 610円	1,300	710	2,912.9
要介護4	815	47	120.7		1,300	710	2,992.7
要介護5	884	47	130.3	夕食 475円	1,300	710	3,071.3

青 山 荘 短 期 入 所 (従 来 型 個 室) ※空床利用のみ 利 用 料 金 表

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考：第1段階～第3段階以外 (課税世帯の方、年収266万～280万円の方等)

	基 本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食 費	1日	滞 在 費	1日当りの 利用料
要介護 1	603	47	91.0	朝食 360 円	1,445	1,231	3,417.0
要介護 2	672	47	100.7		1,445	1,231	3,495.7
要介護 3	745	47	110.9	昼食 610 円	1,445	1,231	3,578.9
要介護 4	815	47	120.7		1,445	1,231	3,658.7
要介護 5	884	47	130.3	夕食 475 円	1,445	1,231	3,737.3

基準額(2割負担) 参考：課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基 本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食 費	1日	滞 在 費	1日当りの 利用料
要介護 1	1,206	94	182.0	朝食 360 円	1,445	1,231	4,158.0
要介護 2	1,344	94	201.3		1,445	1,231	4,315.3
要介護 3	1,490	94	221.8	昼食 610 円	1,445	1,231	4,481.8
要介護 4	1,630	94	241.4		1,445	1,231	4,641.4
要介護 5	1,768	94	260.7	夕食 475 円	1,445	1,231	4,798.7

基準額(3割負担) 参考：課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基 本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食 費	1日	滞 在 費	1日当りの 利用料
要介護 1	1,809	141	273.0	朝食 360 円	1,445	1,231	4,899.0
要介護 2	2,016	141	302.0		1,445	1,231	5,135.0
要介護 3	2,235	141	332.6	昼食 610 円	1,445	1,231	5,384.6
要介護 4	2,445	141	362.0		1,445	1,231	5,624.0
要介護 5	2,652	141	391.0	夕食 475 円	1,445	1,231	5,860.0

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

1割負担 2、3割負担

送迎加算	西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師1名以上の配置による加算	/ 4円	2割負担 × 2
看護体制加算Ⅱ	24時間の連絡体制の確保による加算	/ 8円	
サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	
夜勤職員配置加算Ⅰ	夜間帯における介護・看護職員の手厚い配置に伴う加算	/ 13円	
処遇改善加算Ⅰ	介護職員等の処遇改善のための加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算	病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで	1回 / 8円	3割負担 × 3
若年性認知症受入れ加算		/ 120円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間)		/ 200円	
理髪(希望者のみ)	(パーマ、毛染めは部位等により実費)	1回 / 1,800円	

青山荘 短期入所 (ユニット型個室) ※空床利用のみ
利用料金表

限度額認定証をお持ちの方

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	704	52	105.8	朝食 360円	300	880	2,041.8
要介護2	772	52	115.4	昼食 610円	300	880	2,119.4
要介護3	847	52	125.9		300	880	2,204.9
要介護4	918	52	135.8	夕食 475円	300	880	2,285.8
要介護5	987	52	145.5		300	880	2,364.5

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	704	52	105.8	朝食 360円	600	880	2,341.8
要介護2	772	52	115.4	昼食 610円	600	880	2,419.4
要介護3	847	52	125.9		600	880	2,504.9
要介護4	918	52	135.8	夕食 475円	600	880	2,585.8
要介護5	987	52	145.5		600	880	2,664.5

第3段階① (非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	704	52	105.8	朝食 360円	1,000	1,370	3,231.8
要介護2	772	52	115.4	昼食 610円	1,000	1,370	3,309.4
要介護3	847	52	125.9		1,000	1,370	3,394.9
要介護4	918	52	135.8	夕食 475円	1,000	1,370	3,475.8
要介護5	987	52	145.5		1,000	1,370	3,554.5

第3段階② (非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅰ 夜勤職員配置加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護1	704	52	105.8	朝食 360円	1,300	1,370	3,531.8
要介護2	772	52	115.4	昼食 610円	1,300	1,370	3,609.4
要介護3	847	52	125.9		1,300	1,370	3,694.9
要介護4	918	52	135.8	夕食 475円	1,300	1,370	3,775.8
要介護5	987	52	145.5		1,300	1,370	3,854.5

青山荘 短期入所料 (ユニット型個室) ※空床利用のみ 金 表

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考：第1段階～第3段階以外 (課税世帯の方、年収266万～280万円の方等)

	基本	看護体制加算 I 看護体制加算 II サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	704	52	105.8	朝食 360 円	1,445	2,066	4,372.8
要介護 2	772	52	115.4	昼食 610 円	1,445	2,066	4,450.4
要介護 3	847	52	125.9		1,445	2,066	4,535.9
要介護 4	918	52	135.8	夕食 475 円	1,445	2,066	4,616.8
要介護 5	987	52	145.5		1,445	2,066	4,695.5

基準額(2割負担) 参考：課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基本	看護体制加算 I 看護体制加算 II サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	1,408	104	211.7	朝食 360 円	1,445	2,066	5,234.7
要介護 2	1,544	104	230.7	昼食 610 円	1,445	2,066	5,389.7
要介護 3	1,694	104	251.7		1,445	2,066	5,560.7
要介護 4	1,836	104	271.6	夕食 475 円	1,445	2,066	5,722.6
要介護 5	1,974	104	290.9		1,445	2,066	5,879.9

基準額(3割負担) 参考：課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基本	看護体制加算 I 看護体制加算 II サービス提供体制強化加算 I 夜勤職員配置加算 I	処遇改善加算 I (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要介護 1	2,112	156	317.5	朝食 360 円	1,445	2,066	6,096.5
要介護 2	2,316	156	346.1	昼食 610 円	1,445	2,066	6,329.1
要介護 3	2,541	156	377.6		1,445	2,066	6,585.6
要介護 4	2,754	156	407.4	夕食 475 円	1,445	2,066	6,828.4
要介護 5	2,961	156	436.4		1,445	2,066	7,064.4

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

1割負担 2、3割負担

送迎加算 西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
看護体制加算 I 常勤の看護師1名以上の配置による加算	/ 4円	
看護体制加算 II 24時間の連絡体制の確保による加算	/ 8円	2割負担
サービス提供体制加算 I 介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	×2
夜勤職員配置加算 I 夜間帯における介護・看護職員の手厚い配置に伴う加算	/ 13円	
処遇改善加算 I 介護職員の処遇改善のための加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算 病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで	1回 / 8円	3割負担
若年性認知症受入れ加算	/ 120円	×3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間)	/ 200円	

理髪(希望者のみ) (パーマ、毛染めは部位等により実費) 1回 / 1,800円

青山荘 介護予防短期入所(多床室)

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	66.2	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	0	839.2
要支援2	561	22	81.6	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	0	964.6

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	66.2	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	430	1,569.2
要支援2	561	22	81.6	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	430	1,694.6

第3段階① (非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	66.2	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	430	1,969.2
要支援2	561	22	81.6	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	430	2,094.6

第3段階② (非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	66.2	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	430	2,269.2
要支援2	561	22	81.6	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	430	2,394.6

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

送迎加算 西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。 片道 / 184円

サービス提供体制加算 I 介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算 / 22円

処遇改善加算 I 介護職員等の処遇改善のための加算 / 一ヶ月の利用単位数の14.0%

療養食加算 病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで 1回 / 8円

若年性認知症受入れ加算 / 120円

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間) / 200円

理髪(希望者のみ) (パーマ、毛染めは部位等により実費) ※毎月第1月曜日(変動あり) 1回 / 1,800円

青山荘 介護予防短期入所(多床室)

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考：第1段階～第3段階以外で、課税世帯の方、年収266万～280万円の方等

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	66.2	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	2,899.2
要支援2	561	22	81.6	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	3,024.6

基準額(2割負担) 参考：課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	44	69.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	2,924.3
要支援2	561	44	84.7	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	3,049.7

基準額(3割負担) 参考：課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	66	72.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	2,949.4
要支援2	561	66	87.8	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	915	3,074.8

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

		1割負担	2、3割負担
送迎加算	西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
サービス提供体制加算 I	介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	2割負担 × 2
処遇改善加算 I	介護職員等の処遇改善の加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算	病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算	※1日3回まで 1回 / 8円	
若年性認知症受入れ加算		/ 120円	3割負担 × 3
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(上限7日間)	/ 200円	
理髪(希望者のみ)	(パーマ、毛染めは部位等により実費) ※毎月第1月曜日(変動あり)	1回 / 1,800円	

青山荘 介護予防短期入所(従来型個室)

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	380	1,192.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	380	1,311.4

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	480	1,592.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	480	1,711.4

第3段階① (非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	880	2,392.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	880	2,511.4

第3段階② (非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	880	2,692.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	880	2,811.4

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

送迎加算 西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。 片道 / 184円

サービス提供体制加算 I 介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算 / 22円

処遇改善加算 I 介護職員等の処遇改善のための加算 / 一ヶ月の利用単位数の14.0%

療養食加算 病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算 ※1日3回まで 1回 / 8円

若年性認知症受入れ加算 / 120円

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (上限7日間) / 200円

理髪(希望者のみ) (パーマ、毛染めは部位等により実費) ※毎月第1月曜日(変動あり) 1回 / 1,800円

青山荘 介護予防短期入所(従来型個室)

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考: 第1段階～第3段階以外で、課税世帯の方、年収266万～280万円の方等

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	1,231	3,188.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	1,231	3,307.4

基準額(2割負担) 参考: 課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	902	44	132.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	1,231	3,754.4
要支援2	1,122	44	163.2	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	1,231	4,005.2

基準額(3割負担) 参考: 課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの 利用料
要支援1	1,353	66	198.7	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	1,231	4,293.7
要支援2	1,683	66	244.9	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,445	1,231	4,669.9

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

		1割負担	2、3割負担
送迎加算	西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
サービス提供体制加算 I	介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	2割負担 × 2
処遇改善加算 I	介護職員等の処遇改善の加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算	病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算	※1日3回まで 1回 / 8円	
若年性認知症受入れ加算		/ 120円	3割負担 × 3
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(上限7日間)	/ 200円	
理髪(希望者のみ)	(パーマ、毛染めは部位等により実費) ※毎月第1月曜日(変動あり)	1回 / 1,800円	

青山荘 介護予防短期入所(ユニット型個室)

(令和6年8月以降)

第1段階 生活保護受給者等 (預貯金額 単身:1,000万円 夫婦:2,000万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	880	1,692.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	300	880	1,811.4

第2段階 (非課税世帯で年収80万円以下) (預貯金額 単身:650万円 夫婦:1,650万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	880	1,992.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	600	880	2,111.4

第3段階① (非課税世帯で年収80万～120万円) (預貯金額 単身:550万円 夫婦:1,550万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	1,370	2,882.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,000	1,370	3,001.4

第3段階② (非課税世帯で年収120万以上) (預貯金額 単身:500万円 夫婦:1,500万円以下)

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	限度額	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	1,370	3,182.3
要支援2	561	22	48.4	朝食 360 円 昼食 610 円 夕食 475 円	1,300	1,370	3,301.4

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

送迎加算	西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円
サービス提供体制加算 I	介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円
処遇改善加算 I	介護職員等の処遇改善のための加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%
療養食加算	病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算	※1日3回まで 1回 / 8円
若年性認知症受入れ加算		/ 120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(上限7日間)	/ 200円
理髪(希望者のみ)	(パーマ、毛染めは部位等により実費) ※毎月第1月曜日(変動あり)	1回 / 1,800円

青山荘 介護予防短期入所(ユニット型個室)

(令和6年8月以降)

基準額(1割負担) 参考: 第1段階～第3段階以外で、課税世帯の方、年収266万～280万円の方等

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	451	22	39.3	朝食 300円 昼食 610円	1,445	2,066	4,023.3
要支援2	561	22	48.4		1,445	2,066	4,142.4

基準額(2割負担) 参考: 課税世帯で、年収280万～340万、二人の場合346万～463万

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	902	44	78.5	朝食 300円 昼食 610円	1,445	2,066	4,535.5
要支援2	1,122	44	96.8		1,445	2,066	4,773.8

基準額(3割負担) 参考: 課税世帯で、年収340万以上、二人の場合463万以上

	基本	サービス提供体制強化加算 I	処遇改善加算 (14.0%) ※1日の目安	食費	1日	滞在費	1日当りの利用料
要支援1	1,353	66	117.8	朝食 300円 昼食 610円	1,445	2,066	5,047.8
要支援2	1,683	66	145.2		1,445	2,066	5,405.2

1ヶ月分合計で、小数点以下四捨五入

		1割負担	2、3割負担
送迎加算	西北五管内 ※西北五以外の地域からは、1キロメートル増すごとに20円が加算されます。	片道 / 184円	
サービス提供体制加算 I	介護職員のうち、介護福祉士が6割以上配置による加算	/ 22円	2割負担 × 2
処遇改善加算 I	介護職員等の処遇改善の加算	/ 一ヶ月の利用単位数の14.0%	
療養食加算	病状等に応じて、主治医の食事箋に基づいた食事を提供した場合の加算	※1日3回まで 1回 / 8円	
若年性認知症受入れ加算		/ 120円	3割負担 × 3
認知症行動・心理症状緊急対応加算	(上限7日間)	/ 200円	
理髪(希望者のみ)	(パーマ、毛染めは部位等により実費) ※毎月第1月曜日(変動あり)	1回 / 1,800円	